

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人 森の会

目 次

I 森の会本部事業計画	1	[3] 共同生活援助事業	27
[1] 法人の運営	2	[4] 生活支援センターオリーブ	32
[2] 障害者支援における考え方	6	[5] 特定相談事業	34
II 各事業所事業計画	7	III 利用者支援	35
[1] 広域ケアセンターバオバブ	7	IV 権利擁護	38
○就労継続支援B型サービス事業	8	V 学校等との連携	40
○生活介護サービス事業	12	VI 研修・会議	42
[2] プラタナス	16	VII 消防計画	44
○生活介護サービス事業	18	VIII 利用者等の安全・健康等に関する危機管理及び事業継続計画	46
○自立訓練（生活訓練）サービス事業	23	IX 震災・災害時の危機管理及び事業継続計画	47

社会福祉法人森の会 基本理念

人は皆平等である。

人の命の重さと尊厳を守ること。

障害の有無に関わらず、その人なりの能力と可能性を信じること。

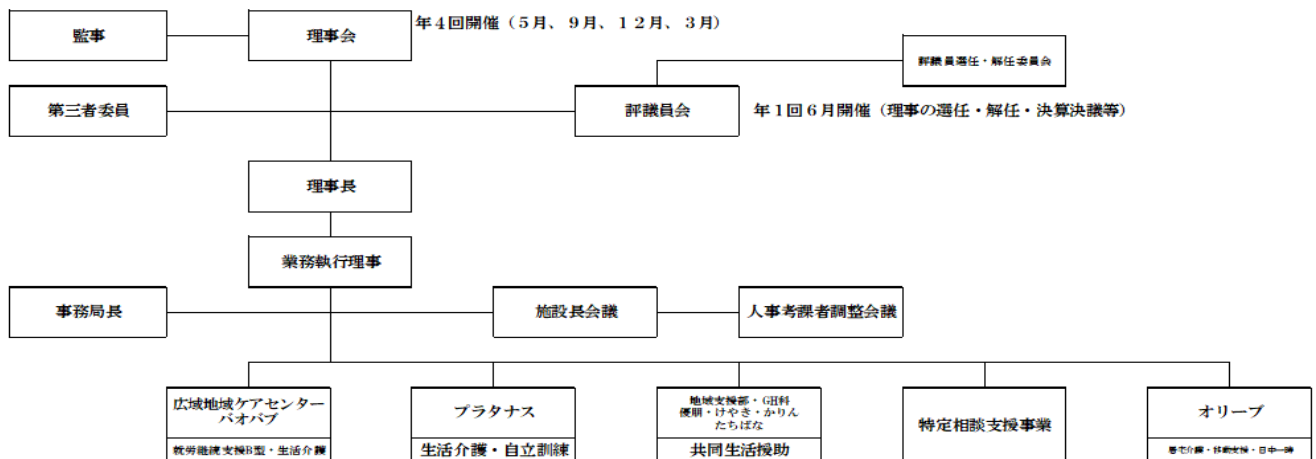
能率や結果ばかりに重きを置かず、相互の啓発こそ重視すること。

基本方針

- 1 地域で生活する障害者とその家族を、地域と共に支え、地域福祉の充実に努めます。
- 2 利用しやすく質の高いサービスを提供して、障害者の自立と社会参加を進めます。
- 3 利用者が誇りを持って働けるように、安心・安全・快適な場を提供します。
- 4 地域の障害者理解を深めるよう、地域に開かれた活動をします。

目標 「障害を越えて共にいき共に働こう」

社会福祉法人 森の会 組織体系



【横断的委員会】

虐待防止・身体拘束適正化委員会

感染症予防対策委員会

生産性向上委員会

〈虐待防止責任者・苦情解決責任者 各施設長〉

安全衛生推進者

I 森の会本部事業計画

社会福祉法人森の会 ミッション

【基本理念】

人は皆平等である。

人の命の重さと尊厳を守ること。

障害の有無にかかわらず、その人なりの能力と可能性を信じること。

能率や結果ばかりに重きをおかず、相互の啓発こそ重視すること。

【基本方針】

- 1 地域で生活する障害者とその家族を、地域と共に支え、地域福祉の充実に努めます。
- 2 利用しやすく質の高いサービスを提供して、障害者の自立と社会参加を進めます。
- 3 利用者が誇りを持って働けるように、安心・安全・快適な場を提供します。
- 4 地域の障害者理解を深めるよう、地域に開かれた活動をしします。

【目標】

「障害を越えて共にいき共に働こう」

社会福祉法人森の会 事業所サブミッション

(バオバブ)

『私たちは、利用者が自立した生活を送っていけるように地域の一員として働くことを通じ、共に成長していきます』

(プラタナス)

『私たちは、「豊かに生きたい」という想いに応えるため、それぞれの希望に向かって進む力を支援し、「共に生きること」を目指します』

(地域支援部)

『私たちは、「住み慣れた地域で安心して生活し続けたい」という障害をお持ちの方の思いに応えるため、生活を支える支援の充実に目指します』

[1] 法人の運営

1. 法人運営と本部機能の確実な推進

令和 8 年度は、コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する万全な感染対策を引き続き実施し、利用者に対して安心、安全な環境の提供に努める。

理事会と評議員会は、引き続き対面での開催とし、法人への意見、提案を求め、法人や各事業所の理念、基本方針等の実現を目指していきたい。なお、令和 8 年度は、仮称第二生活介護事業所の開設に伴い、令和 7 年度末の理事会に新規事業の方向性を示し、土地取得と今後のスケジュール等について議決を得るという法人として大きな節目を迎えている。あわせて、重要案件であることから評議員会に対して報告を行ない、了承を得ている。令和 8 年度は、スケジュールに基づき、国、東京都、東久留米市に事前調整、補助金申請、設計の本格化など、慎重に進めていきたい。なお、新規事業所の開設にあたって、法人内の組織的な位置づけを明確にしている。

また、職員の処遇や良好な職場環境の改善に向けて、法人として人事考課制度の適切な運用や処遇改善加算等の実施、虐待防止・感染症対策等を着実に進めていくこととする。令和 8 年度も、それらが法人内にしっかりと根づくよう、職員の協力を得ながら更なる深化に努めたい。

さらに、令和 7 年度から、国や東京都等が業務の効率化や職員の負担軽減、それによって得られた時間をより利用者支援に向けるという視点から生産性向上委員会(加算制度)の取り組みが進められている。法人でも、令和 7 年度に委員会を立ち上げ、3 回の論議をスタートさせている。委員会は、各施設長及び各拠点から委員を選出し具体的に協議を進めている。なお、委員長の津田事務局長からは「この委員会の目的は、各拠点及び法人全体の課題を抽出し、改善に取り組み、職員が働きやすくなることによって、質の良いサービスを利用者に提供し続けること。そのために各拠点の課題を継続的に抽出し委員会で取り組む重点テーマを決めたい。何よりも法人の発展のために何ができるのかを考えていける委員会としたい」とその方向性を明示している。

なお、バオバブとプラタナスに対する東京都の実地指導がしばらく実施されていないことから、いつ指導が入っても万全の対応が図れるよう、日頃から業務の精査と各種書類等の整理・確認を進めたい。

2. 中長期計画の策定と具体化

法人として、理念や基本方針の実現に向けて、長期的展望を持ち、利用者や保護者、地域のニーズに応え、適正かつ効率的な運営を進めるため、中長期計画を文書化するなど具体的な策定を進めた。中期計画は、概ね 3 年間(令和 3 年度から令和 5 年度)とし、長期計画は概ね 6 年間(令和 3 年度から令和 8 年度)とする。現在、法人は第 10 期の構想下(令和 3 年度から令和 8 年度、2021 年度から 2026 年度まで)にある。上記の構想年度は、東久留米市障害者福祉計画の期間と整合性を図っている。

さらに、前年度は、法人設立後 50 年が経過し、成美教育文化会館大ホールで記念の集いを開催している。

ちなみに、各事業所は、法人の中長期計画を踏まえ、別途中長期目標を定める。

＜中長期計画の概要＞

① 地域で生活する障害者とその家族を、地域と共に支え、地域福祉の充実に努めます。

- 地域で生活する障害者とその家族を支える担い手としての職員の育成は重要課題であり、新任職員研修や事業所毎の研修、法人としての常勤職員全体研修を引き続き実施し、併せてオンライン研修システムでの動画視聴による研修も実施していく。
- また、人事考課制度について、下期・上期、年間を通して確実に実施する。人事考課制度では、施設長と職員の面談、法人での人事考課者調整会議を開催する。
- 各事業所において、費用対効果を含め、人財の確保を引き続き進める。
- 職員の資格取得を奨励し、東京都や東京都社会福祉協議会はじめ内外の各種研修に派遣するなど、職員の専門性の向上と次代を担う人財養成を図る。
- 職員の意向も踏まえつつ、適材適所での人事異動を定期的実施する。

② 利用しやすく質の高いサービスを提供して、障害者の自立と社会参加を進めます。

- 地域福祉のニーズが高い、第二生活介護事業所の開設に向けて、土地の取得や建設の方向性が明確になっているので、国、東京都、東久留米市との事前協議、補助金申請を行ない、スケジュールに則っての事業展開に努める。
- グループホームかりんの空室(1 室)を埋め、地域ニーズに応える。

③ 利用者が誇りを持って働けるように、安心・安全・快適な場を提供します。

- 各事業所の開設年次を踏まえ、施設、設備の改修、修繕等を計画的に進めるため、本年度は、バオバブの外壁補修工事に着手するものとする。プラタナスは、エレベーターの改修工事に取り組み。また、単年度の緊急的な修繕等は、単年度予算に可能な限り盛り込むものとする。
- コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症対策に引き続き取り組む。対応策については、保護者及び利用者、関係者に対して早い段階から通知や連絡で周知を図り、理解と協力を求める。また、引き続きうがい手洗い、手指消毒、検温、換気、三密回避の徹底等の適正管理を進める。
- 虐待防止、身体拘束の禁止、感染症・食中毒対策等、東京都、東久留米市の指導のもと、諸規程を改正し、必要な指針、対策委員会、研修の実施等、今年度も引き続き重点項目として取り組み、職員の意識啓発に取り組んでいく。

④ 地域の障害者理解を深めるよう、地域に開かれた活動をします。

○オリーブ事業の見直しと位置づけについて

オリーブの事業である、日中一時、移動支援、居宅介護の事業については、法人本部事業として捉え、職員配置等を含め、そのあり方を含め本格的に検討を進める。特に、新規事業所の開設時には、その中に包含する方向性で検討を進めている。

○市民福祉講座の開催について

令和 8 年度も、地域にある施設として積極的に地域福祉情報を発信したいとの観点から、第 4 回市民福祉講座を企画し、開催する。今後、市民の福祉意識の啓発と共に、当法人への運営に係る理解と支援を視野に入れ、継続的に実施していくが、開催の規模、研修か講演会なのかの趣旨を踏まえつつ、再検討を進める。

○寄付等のお願いについて

今後、森の会としては、市内の他の障害者施設と共に、地域福祉を更に発展させる一翼を担う必要がある。しかし、解決すべき課題も多いことも事実で、例えば、これから見込まれる財源としては、建設後 18 年の時が経過しているバオバブの建物の修繕工事、約 11 年が経過しているプラタナスの建物の修繕工事、また第二生活介護事業所開設等の初期費用、さらに授産部門の拡充等に多くの費用が必要となることが予想される。

こうした事業を安定的に継続的に運営するためには、国や東京都、東久留米市の財源だけでは到底賄いきれるものではなく、森の会としては、市民、企業関係者の皆様のお力添えをぜひお願いしたいと考えている。具体的には、市内企業等に出向き、寄付等の趣旨を伝え、ご賛同を得たいと考えている。寄付金は、1 口 50,000 円以上で何口でも可とする。もちろん寄付金は、法定控除の対象となることを周知したい。

3. コロナウイルス、インフルエンザ感染症対策

コロナやインフルエンザ等の感染対策を引き続き徹底して実施する。法人としても、国、東京都、東久留米市の情報を得て、環境の整備、換気、日ごろのうがい、手洗い、消毒、場面に応じたマスク着用を呼びかけたい。なお、発熱や体調不良時の通所等なるべく控えていただく様に利用者及び保護者に対して周知していく。

4. 情報公開および広報活動

機会ある毎に、職員や利用者、保護者に対して、法人設立の趣旨や歴史的経過、法人としての理念や目標、活動内容を周知し、理解を深めてもらう。

- ① 法人ホームページでの情報公開。
- ② 中長期計画及び単年度計画、予算、決算、事業報告等の公開。
- ③ 法人広報誌森の会だよりの発行。
- ④ 開催規模や、開催の趣旨を再検討し、第 4 回市民福祉講座の開催を検討する。
- ⑤ 各事業所からのお便りの発行。
- ⑥ 市内企業、福祉関係者からの法人に対する寄付の呼びかけを積極的に進める。

5. サービスの評価について

- ① 第三者委員への報告と各事業所の巡回を計画的に実施する。

前年度は、第三者委員による各拠点の現状とヒヤリハットや事項報告等について報告の機会を設けた。苦情解決に向けた対応を具体的に進めた。

令和8年度は、第三者委員への相談の場、さらに利用者支援の状況、ヒヤリハット等第三者委員との意見交換を定期的の実施する。また、利用者及び保護者からの要望等を受ける場としたい。

- ② 令和8年度は、福祉サービス第三者評価をグループホームが受審予定で、サービス内容についての適正な評価を実施する。

6. 新人職員育成、組織体制の構築

法人の理念、目標を実現するために、森の会の利用者支援を担う人財養成に力を注ぎ新人、中堅層を育てる。前年度と今年度は新卒の常勤職員の採用もあり、ハローワーク、求人サイト等あらゆる媒体を活用し、財源も投入し、雇用に努めている。その結果、新卒や社会人経験者の確保が実現している。職員の確保は、利用者支援で欠かすことができない。今後とも、意欲と働き甲斐のある職場環境の構築とあわせて人材確保と育成を両輪として、職員の研修等実施、自己啓発に向けた支援を法人として積極的に進めていく。

あわせて、永年勤続表彰については、令和8年度も継続的に実施をしたい。

また、人事考課制度の導入に伴い、考課表の記入の習熟と適切な評価等、より内容が深まるような取り組みを進めたい。

7. 研修

法人の理念、目標を周知し、障害者福祉の知識と技術を習得し、スキルアップを図るため、職員合同の研修会を引き続き開催する。あわせて、各事業所においても東京都や東京都社会福祉協議会を始め内外の研修機会を提供し、計画的に人財養成を図っていく。

なお、様々な研修後の報告書で職員が希望する研修内容が挙がっているので、そうした声も参考としたい。また、前年度及び新年度に雇用する職員に対して、新任職員研修を実施し、法人や各事業所の理念、基本方針、サービス内容等の理解に努め、森の会の職員としての自覚と、知識及び技術の習得に努める。

8. 地域との連携

- ① 行政との連携

東京都、東久留米市、東久留米市社会福祉協議会等と連携し利用者が地域で生活しやすい環境を整え、森の会の活動の幅も広げていく。

② 地域・関係施設との連携

地域、関係施設、特定非営利活動法人等と連携し利用者の地域生活を支援する。あわせて、地域・他施設との役割分担を明確にし、当法人でやるべきこと、また他法人等がやるべきことの精査を進める。

また、今後とも地域の中で必要な施設となっていけるよう施設の情報を開示し、地域に貢献していく。関係施設等とは情報交換しつつ地域に根付いた福祉の基盤作りを行う。

③ 市民福祉講座の実施

地域にある施設として、積極的に情報を発信したいとの観点から、今後とも、感染対策に万全を期し、第4回市民福祉講座を企画し、市民の福祉意識の啓発と共に、当法人への運営に係る理解と支援も視野に入れ開催したい。市民福祉講座の開催規模、趣旨を含め、再検討を加える。

9. 地域貢献

行政、市内の福祉関係機関や東久留米市社会福祉協議会と連携し、地域のニーズを把握しつつ、森の会として行うべき地域貢献について検討し実施していく。特に、東久留米市障害者自立支援協議会相談部会への参加、及び東久留米市社会福祉協議会が事務局となっていて推進している市内社会福祉法人連絡会やさいわい福祉センターの運営委員会等にも参加し、意見交換を進めていく。ちなみに、従来からバオバブが実施している資源回収の事業自体が広義の地域貢献であり、高齢者や子どもの見守りの役割機能を兼ね備えてきたともいえる。また公園清掃等の事業も市民の憩いの場の整備につながっているともいえる。プラタナスの事業を含めて、森の会の従来からの役割機能にプラスするような地域貢献事業を進めたい。

[2] 障害者支援における考え方

基本的考えは、「地域で生き、活動する」こと

私たちは、障害者が自分の住みたい場所や、慣れ親しんだ地域で生活したいという当たり前の希望を実現するため、積極的に地域に出て活動している。地域の中で「障害を越えて共に生き共に働こう」という精神の基、障害者の権利擁護と自立に取り組んでいく。また、法人に対する理解と協力が得られるよう様々な取り組みを引き続き進めたい。

- ・ 地域の中で働き、社会参加を実現する。
- ・ 障害に応じた適切な支援を得て、意欲を持って働く。
- ・ 利用者本人が人として尊厳と権利を持って、地域の中で生きる。
- ・ 毎日、継続して活動することで社会性を高め、力を伸ばす。
- ・ 必要な支援を得て、権利を擁護され、自己の自立を目指す。

Ⅱ 各事業所事業計画

〔1〕 広域地域ケアセンターバオバブ

1. 開所状況 開所日数 月 19～22 日（月曜～金曜） 土曜日の行事あり

開所時間 9 時～16 時 00 分（生活介護、就労継続支援 B 型）

年間延 242 日 年間延利用 7,986＝33 人×242 日

2. 利用者状況

表 1 日中活動の利用者状況

	計	生活介護	就労継続 B
定 員	35 人	10 人	25 人
利用実人員	35 人	7 人	28 人 (40 歳以上 14 人)
平均年齢	40.3 歳	42.2 歳	39.8 歳

3. 利用者の行政区域

東久留米市 21 人、練馬区 2 人、清瀬市 3 人、日野市 1 人、新座市 3 人、西東京市 3 人、東村山 1 人、所沢市 1 人

4. 従事者配置 常勤 8 人 非常勤 12 人

施設長 1 人（サービス管理責任者 1 人兼）、

職業指導員 6 人（常勤 1 名、非常勤 5 名）

目標工賃達成指導員 1 人（常勤）、生活支援員 6 人（常勤 4、非常勤 2 人）

看護師 1 人（非常勤）、医師 1 人（非常勤）送迎運転手 2 人

5. 日 課 : 作業時間（月～金 9:00～16:00）

9:00～9:15 朝の会（仕事の分担決め、連絡事項の伝達）

9:15～12:00 作 業（適宜 5～10 分の休憩をとる）

12:00～13:00 昼 食

13:00～15:30 作 業（適宜 5～10 分の休憩をとる）

15:45～16:00 帰りの会

6. 行事予定

(1) 行事を通して社会性を育て、利用者・従事者および他施設や地域との親睦を図る。

主な行事 表 2

3 月 31 日	入所式	10 月	1 泊旅行
4 月	新入所者歓迎会	11 月	家族懇談会
5 月	グループ外出・家族懇談会	12 月	クリスマス会
6 月	スポーツ大会	令和 9 年 1 月 16 日	成人を祝う会・ディスコパーティー
7 月 14 日	事業報告会	2 月	避難訓練・総合訓練
8 月 1 日	夕涼み会		健康診断(嘱託医による)
8 月 28 日	森の会 納涼祭	3 月	個人面談
9 月上旬	障害者雇用促進パネル		

7. 中長期目標

法人の中長期計画を基に事業別の中長期の目標を計画立てている。

地域ニーズを汲み取り生活介護事業、就労継続 B 型事業の充実を図っていく。

- ① メンバーの利用日数を増やし、安定した経営を目指す。
- ② メンバーに安心して通所してもらえるように感染症防止対策を万全に行う。
- ③ 建物が老朽化してきているので、修繕に必要な費用を算定し、計画を策定する。
- ④ メンバーそれぞれの力量にあった作業の提供と工賃を設定していく。
- ⑤ 利用者の高齢化が進んでいるので、必要に応じてサービスを見直していく。
- ⑥ 利用者の特性を理解し、共に働く人材を育成していく。

8. 今年度の取り組み

- ① メンバーがより自分の力を発揮出来るように充実した作業を行う。また、土曜会などのメンバーが楽しみを持てる行事も充実していく。
- ② 授産事業の売り上げが下がってきているので、資源回収、草刈のピラを配り新たな顧客を増やしていく。
- ③ 喫茶業務に従事できるメンバーを増やし、喫茶室をより有効に運営できるようにしていく。
- ④ 利用終了後にアルコール消毒を行い、感染症対策を行っていく。感染症対策の研修に参加していく。
- ⑤ 定期的な建物の点検・清掃・修繕を行う。今年度は外壁工事を実施する。また、来年度以降も必要に応じた修繕の計画を策定する。
- ⑥ 職員育成に力を入れ、質の高い支援が提供できるよう外部研修・オンライン研修を積極的に活用していく。

○就労継続支援 B 型サービス事業

利用者が地域に出て働くことで、社会から認められ、また必要とされることで、やりがいや責任感を持って生活が出来るように支援する。利用者の得意な部分に着目し、就労に必要な能力が向上するように努める。

様々な作業・イベントを通して、多彩な社会性や人間関係を身につけ、働いていく能力を伸ばし、豊かな地域生活が営めるよう支援していく。

また、仲間たちと共に地域の中で生きていくことを目指し、その為のスキルの向上や人間関係の持ち方を学ぶことを支援する。

- ①資源回収、その他授産事業等の作業を通じて働く能力を高める。
- ②一時期企業就労したが、加齢および障害程度の重度化で就労困難になった人を受け入れる。年齢の高い人たちが多いので、より一層の QOL の向上、維持に努め、精神面も含めた体調管理に留意する。

- ③メンバーの高齢化に伴って、家族の高齢化も進んでいる。地域での生活に移行していくために必要な宿泊訓練や余暇活動の情報提供を行っていく。
- ④就労を目指す利用者には、必要な知識および能力の向上のための支援をする。
- ⑤コミュニケーション能力を高め、社会性を身につけるよう支援する。
- ⑥生活をしていく上での、基本的生活習慣が身に付くよう支援する。また、金銭管理が適正にされていくよう支援する。家庭と連携し、必要に応じて生活支援をする。

9. ヒヤリハットの共有化を図り、原因の分析を図り、事故の発生を防ぐ。

1. 利用者状況 定員 25 人 利用実人員 28 人 平均年齢 40 歳

2. 従事者配置 サービス管理責任者 1 人（兼務）
 職業指導員 8 人（常勤 1 パート 5 ）
 生活支援員 2 人（非常勤 2）
 目標工賃達成指導員 1 人（常勤 1）

} （法定基準 6：1）

表 3 就労継続 B 型利用者の障害状況

愛の手帳					
1 度	2 度	3 度	4 度	その他	計
0	9	11	7	1	28

性別	男	24 人	年齢別	18～40 歳	15 人
	女	4 人		41～50 歳	8 人
	計	28 人		51～70 歳	5 人

3. 利用者給与

利用者個々の可能性と啓発を大事にし、一人ひとりが十分に働くことを尊重する。

利用者の意欲向上や作業内容・達成度を高めていくため、作業意欲・能力・内容に応じて工賃金額を 4 段階に設定している。

年に 1 回、工賃評価会議を実施、評価表に基づき決定していく。

売り上げの減少が続いているため、新たな売り上げ確保を模索していく。

(1) 賃金 就労継続支援 B 型

1. 月 13,000 円＋交通費
2. 月 20,000 円＋交通費
3. 月 26,000 円＋交通費
4. 月 32,000 円＋交通費

4. 仕事内容 目標・目的

(1) 資源回収

目的：

- ①仕事を通して地域で自立した生活を目指す。地域の方にバオバブの存在を知ってもらう。
- ②自立した生活に向けて、社会性を身に付ける。

目標：売上年間 1,000 万円

- ①年月が経つごとに紙資源の回収量は減少。令和4年度からは毎年20tほど減少している状況である。減少の少ない雑誌、ダンボールにおいて回収量、売上共に現状を維持できるようにしていく。
- ②作業を調整しつつ、新規の回収先を獲得していく。
- ③メンバーの力量にあった仕事量にし、作業面だけではなく、メンバー一人ひとりの状況を把握し、個別支援を充実させていく。

メンバー支援：

- ①全体を見通し、自ら安全管理を意識し作業に取り組めるよう支援する。
- ②社会ルールを遵守し、責任感を持ってやり遂げる力を育て、仕事の確実性と持続力を身に付けられるよう支援する。
- ③働きたい気持ちを大切にする。出来たこと、出来なかったことを分かりやすく説明し、自己認識し、スキルアップできるよう支援する。
- ④他のメンバーと協力して作業出来るよう支援する。
- ⑤回収物に応じた運び方、仕分け方を学ぶ。
- ⑥回収先ではきちんと挨拶し、丁寧な仕事出来るよう支援する。
- ⑦車での移動中も作業中であることの認識を促していけるよう支援する。

(2) 喫茶業務

目的：

- ①「障害を持つ人とともに働く」をスローガンにして、地域で就労と自立を目指していることをより多くの方々に知ってもらう。
- ②自立した生活に向けて、社会性を身に付ける。

目標：売上目標 450 万円

- ①身だしなみを整え清潔を保持する大切さを学んでいく。
- ②接客を通じ、地域の方々との交流を深めていく。
- ③地域の交流の場として利用して頂けるような場所を目指す。

メンバー支援：

- ①身だしなみを整え、自ら清潔を保てるよう支援する。
- ②丁寧に挨拶し、注文などの際相手に伝わるコミュニケーションが学べるよう支援する。

る。

- ③接客の流れなど職員の指示がなくとも自分で判断し、行動できるよう繰り返し取り組み徐々に力をつけていけるよう支援する。

(3) 公園清掃・草刈

目的：

- ①行政（東久留米市）からの仕事を請け負うことで、地域の信頼・信用を獲得する。
- ②地域にビラを配り、自宅の草刈りを請け負い、地域との信頼を深めていく。

目標：売上目標 350 万円

- ①一人ひとりに目標を立て自主的に仕事に取り組んでやり遂げられるようにする。
- ②請負った仕事を最後まで責任を持ってやり遂げる力をつけ、達成感を得られるようにする。
- ③機械・器具を扱う上での危険性を理解し、安全に作業を行う。

メンバー支援：

- ①メンバー個々の状態を考慮した上で、機械・器具を使って草刈が出来るよう支援する。
- ②暑い時期は早めに休憩を取り、体調確認を常に行い、水分補給にも配慮する。
- ③着替えや服の草払いなど清潔を意識し、自分でできるよう支援する。作業終了後の用具洗い、整頓に取り組み、最後まで責任を持って作業に取り組めるよう支援する。

(5) 受注作業 — チラシの折り・丁合・封入、袋折り、DM 作業等

目的：

- ①室内作業で集中力を高め、細かな作業が出来るようになる。
- ②利用者の支援形態が多様化しているので、外作業だけでなく、室内の作業を提供していく。

目標：売上目標 100 万円

- ①示された作業工程通りに順番に作業を行う。
- ②「折る」「重ねる」「詰める」という基本的な作業を繰り返すことでスキルアップを目指す。
- ③一つひとつの作業が積み重なって、製品が完成するという流れを体得する。

メンバー支援：

- ①事前に手順を説明し、仕事への集中力を高め、意欲的に仕事出来るよう支援する。
- ②自主的に作業ができるようになるまで、見守りや声掛けを行いながら支援する。
- ③細かな作業が積み重なることで、一つのもの、製品が完成できることを理解できるように支援を行い、仕事の達成感やよろこびを知ってもらえるよう支援する。
- ④メンバーが集中して作業できるよう、作業環境にも配慮していく。

6. 就労に向けての連携・支援

- (1) 本人の希望を確認し必要に応じて、就労に向けての支援を行う。就労には、自己認識と課題を乗り越えていく力をつけることが重要である。また、家庭の理解・協力が大切になってくるので、日頃から保護者と密接に連絡を取っていく。
- (2) 東久留米市、就労支援室さいわい、回収先の企業、社会福祉協議会等に働きかけ、市内での就労のための実習先や就労先を開拓し、連携を深めていく。
- (3) 管轄内外の関係機関とも連携を深め、情報収集や就労機会の獲得に努めていく。

7. 就労継続に向けての支援

- (1) 就労先の企業、就労支援室さいわい等と連携し、現在就労している 5 人を継続して支援していく。
- (2) 就労しているメンバーには行事に誘う等、余暇活動の充実も図っていく。
- (3) 職場や生活等で困った時には相談できる環境を整え、継続して支援を実施していく。

○生活介護サービス事業

「障害を越えて共に生き共に働こう」という目標の下、自分の持っている力を十分に発揮し、日々の活動を通し地域社会に貢献していくことを目指していく。

障害の有無・重軽に関わらず、社会へ貢献し評価を受けていくことが“生きがい”となる。さらに生きがいは、自らの生活の質を高める原動力となり、生活の質の向上は達成感と自信に繋げていく。利用者一人ひとりの生きがいや自信を信じ、エンパワメントすることを使命と捉えていく。

利用者が地域の中で活動することを通して、本人の持っている力を活かし、個々の自立を支援していく。各自の体調管理や情緒の安定を図りつつ、日常生活・社会生活を営むための力を育むことを目的とする。様々な作業やそれぞれの活動の中で、広く多彩な社会性や人間関係を身につけ、その人なりの能力を伸ばし、豊かな地域生活が営めるよう支援していく。また、仲間たちと共に地域の中で生きていくことを目指し、その為のスキルの向上や人間関係の持ち方を学んでいく。

- ① 食事、排泄、衣類の着脱、移動などの基本的日常動作の援助を行い、より自立に向け支援していく。
- ② 日中の作業、活動を通して、他者との人間関係を学び、生活を豊かにし、地域で生きていくことを支援する。
- ③ 身体的ケアの必要な利用者には日々の支援と共に、ストレッチや必要な運動を行い、身体的機能の維持・向上を目指す。
- ④ 看護師による健康管理を行い、必要時には、検温、血圧測定、応急措置を行う。家庭での睡眠、食事量、排泄、疾病などに関する情報の得て活動の場で反映させ、様子

をみていく。また、発作など起こった場合の状況や様子、その他、健康に関することを家庭に報告し、連携していく。

1. 利用者状況 定員 10 人 利用実定員 7 人 平均年齢 42 歳

表 4 生活介護利用者の障害状況

都内・外居住者			愛の手帳					
			1 度	2 度	3 度	4 度	その他	計
	身障手帳	1～3 級以下						
		なし		3	4			7
		計		3	4			7

性別	男	6 人	年齢別	18～40 歳	3 人
	女	1 人		41～50 歳	2 人
	計	7 人		51～65 歳	2 人

2. 従事者配置 サービス管理責任者 1 人（兼務） 生活支援員 6 人（常勤 5 人 パート 1 人） 看護師 1 名（パート 1 人）医師 1 人

（法定基準 1.5:1）

3. 利用者給与

社会性の習得のため、生産活動を実施する。利用者個々の可能性と啓発を大事にし、その人なりに十分に働くことを尊重する。

（1）賃金 生活介護 月 3,000 円

4. 仕事の計画

（1）ペットボトルのキャップ仕分け

目的：

①支援を受けることだけでなく、「自分たちに出来る社会貢献」として、このリサイクル活動に協力する意識を持てるようになる。

目標：

①落ち着いて座って作業が出来る時間を増やす。

②ペットボトルキャップの作業は単調な仕事であるが、仕事の目的を明確にして、集中力・持続力を養っていく。

メンバー支援：

①準備・片付けも作業の一環である。自主的に取り組めるように工夫して支援する。

②選別前と後のキャップの置場を明確に決め、メンバーにわかり易く表示し混在を防ぐ。

「私達に出来る社会貢献」であることをわかり易く説明していく。

③キャップの置場、仕分け後の置場を明確にしていく。

(2) アルミ缶

目的：

①アルミ缶の回収作業を通して、地域の中で活動していることを多くの人に知ってもらいメンバーのやりがいにつなげていく。

目標：

①地域の中で活動していることを多くの人に知ってもらえるように、アルミ缶回収のお知らせを作成し、地域に配り、協力者を増やしていく。

②足踏み機械を使い、アルミ缶を潰すことで筋力維持を図る。

メンバー支援：

① 個人の障害特性や能力、その日の体調を見極め、自主性を尊重し、ゆっくりと納得してから、意欲を持って取り組めるように支援をしていく。

② 手順を明確にし、自主的に作業に取り組んでもらう。

③ アルミ缶作業の環境設定を行い、清潔に、騒音少なく取り組めるように配慮する。

④ 機械を使用するため、危険がないように配慮し作業を進めていく。

(3) 地域美化清掃

目的：

①運動を兼ねて駅前自転車置き場の清掃活動を行う。駅までの道中のごみも拾い地域に貢献していく。

目標：

①地域の方と挨拶し、関係を構築していく。

②ゴミ拾いを通して街がきれいになっていくことで、地域の一員としての自覚を深めていく。

メンバー支援：

① メンバーそれぞれにトングやゴミ袋等必要な用具を準備し、清掃活動を行う。

② 衛生面に気を付ける。

③ 大きな声や走り出すことのないように安全面などにも配慮する

(4) 農作業（みんなの畑）

目的：

①メンバーが地域の畑で実際に土に触れあい、農家の人と野菜を育てることで収穫の喜びを知り、報酬を得ていく。

目標：

- ①一人ひとりに目標を立て自主的に仕事に取り組んでやり遂げられるようにする。
- ②地域の方も出入りをしている畑なので、作業を通して地域の方と交流し、社会性を高めていく。

メンバー支援：

- ①メンバー個々の状態を考慮した上で、作業が出来るよう支援する。
- ②暑い時期は早めに休憩を取り、体調確認を常に行い、水分補給にも配慮する。
- ③作業終了後の軍手洗い、道具整頓に取り組み、最後まで責任を持って作業に取り組めるよう支援する。

5. 生活・運動などの活動内容について

（１）運動

公園等に出かけ、歩く、ボールを蹴るなどの活動を行う。運動不足解消や、リフレッシュを目的に週に３回の割合で外出していく。また、川沿いや郊外等で長距離散歩も行っていく。その他にエアロビクスなど室内でも身体を使い運動できる機会を作っていく。

（２）創作

週１回、本人の表現による絵画や作品作りを行う。メンバーの持つ感性を豊かに表現する力を身に付けていく。季節ごとに描く絵のテーマを決めて絵を描きます。描いた絵をバオバブ内に展示や、市内の展示会「いのちかがやけ展」や「ぴゅああーと展」に応募し、自分の作品だけでなく、他の人の作品を観て、感じていく心を育てていく。

（３）クラブ活動外出

全体会議を月に１回行い、クラブ活動の予定を決めていく。

具体的には金曜日の午後にクラブ活動を行い、主に調理活動やカラオケ等、利用者の楽しみとなる余暇支援も充実させていく。

外出行事やお楽しみ活動も実施。イベントを行ない、生活にメリハリをつけていく。

[2] プラタナス事業概要

○事業別ミッション

「私たちは「豊かに生きたい」という想いに応えるため、それぞれの希望に向かって進む力を支援し、「共に生きる」ことを目指します」

- 1 利用者が地域の中で活動することを通して、本人の持っている力を活かし、個々の自立を支援します。
- 2 様々な作業やそれぞれの活動の中で、広く多彩な社会性や人間関係を身につけ、その人なりの能力を伸ばし、豊かな地域生活が営めるよう支援します。
- 3 仲間たちと共に地域の中で生きていくことを目指し、その為のスキルの向上や人間関係の持ち方を学ぶことを支援します。
- 4 初めて福祉サービスを利用する方や在宅で過ごしてきた方を中心に地域の中で自立した生活を送れるよう生活能力の維持・向上、または働くための力と持続力を養うための訓練等を実施し、適切かつ効果的に支援します。

1. 開所状況 開所日数 月 20～22 日（月曜～金曜） 土・日の行事あり
開所時間 9 時～16 時 00 分
年間延 249 日（行事含む） 年間延利用 8,964 人＝36 人×249 日

2. 利用者状況

表 5 日中活動の利用者状況

	計	生活介護	自立訓練
定 員	35 人	29 人	6 人
利用実人員	38 人	36 人	2 人
平均年齢	31 歳	32 歳	18 歳

3. 利用者の行政区域

東久留米市 30 人、清瀬市 1 人、新座市 3 人、練馬区 1 人、西東京市 3 人

4. 従事者配置

職種別配置

施設長（常勤）1 人、サービス管理責任者 1 人

- ① 生活介護：職員 常勤 10 人 非常勤 23 人（常勤換算 6 人）

理学療法士 1 人 看護師 1 人 医師（嘱託医）1 人 音楽療法士 1 人
3 B 体操 1 人

- ② 自立訓練（生活訓練）：職員 常勤 1 人 非常勤 1 人（常勤換算 0.2 人）

看護師 1 人 医師（嘱託医）1 人 音楽療法士 1 人 3 B 体操 1 人

5. 日 課 : 作業時間 (月～金 9:00～16:00)

8:30 ～ 10:00	送迎
9:00 ～ 9:45	作業準備・本人活動 (到着した人から)
10:00 ～ 10:15	朝の会 (打ち合せ)
10:30 ～ 11:30	作業・活動 (休憩含む)
12:00 ～ 13:15	昼食・休憩
13:15 ～ 15:00	作業・活動 (休憩含む)
15:00 ～ 15:45	お茶・帰りの会・帰宅準備
15:45 ～ 17:15	送迎・迎いで順次帰宅

6. 年間行事 表 6

3月31日 入所式	12月 クリスマス会
4月 新入所者歓迎会 避難訓練	にぎやかカーニバル
7月14日 事業報告会	令和9年1月16日
8月1日 夕涼み会 避難訓練	20歳を祝う会・ディスコパーティー
8月28日 森の会 納涼祭	1月 びゅあ・あーと展
9月 いのちかがやけ作品展	2月 健康診断・避難訓練
10月 一泊旅行①	3月 個人面談
11月 一泊旅行②	

7. 中長期目標

法人の中長期計画を基に事業別の中長期の目標を計画立てている。

地域ニーズを汲み取り生活介護事業、自立訓練事業の充実を図っていく。

- ① 建物が老朽化してきているので、修繕に必要な費用を算定し、改修計画を策定する。
- ② 開所から10年～15年を目途に外壁工事等の準備を進める。
- ③ 外構 (植え込み) の有効活用に向けての整備。
一部コンクリート等で整備し、一部を畑やビニールハウスにする等の検討を重ねる。
- ④ 生活介護事業の特色を活かした人材育成を行う。
- ⑤ 地域との繋がりを大切にして利用者の存在を地域に発信する役割を果たす。
- ⑥ 人権擁護への取り組み、安全や防災対策、事業継続のための対策に取り組む。
ヒヤリハットで事故を未然に防止し、小さな出来事から虐待を防止する体制を構築する。

8. 今年度取り組み目標

- ① 定期的な建物の点検・清掃・修繕を行う。
建物点検等の業者を見直し、実情に合わせたものにしていく。
- ② 作業・活動の充実:
利用者が楽しく毎日通所出来るよう、より充実した作業・活動を行う。
○新しい自主製品の開発、多くの人が取り組める作業の開拓

○部活動の充実を図る。

○チームクラブ活動での外出と一泊旅行の実現。

- ③ 感染症防止対策を万全に行い、安心安全な環境作りを行う。

毎日楽しく元気に通所してもらえるように創意工夫する。

- ④ 建物及び附属設備の管理運営を適切に行なう。

施設、設備の改修、修繕等の計画と予算措置について具体化する計画を策定する。

エレベーターの修繕。来年度外壁、防水等の修繕に向けて計画していく。

- ⑤ 新任職員の育成に力を入れ、専門性を高め質の高い支援を提供できるようにする。

- ⑥ 重度加算の申請。中核人材養成研修・強度行動障害支援者養成研修の受講済みの職員を多く配置し、専門的な支援を展開する。全職員で学び、利用者の利益に還元する。

- ⑦ パンフレットをリニューアルし、プラタナスの魅力を広く伝えられるようにする。

○生活介護サービス事業

- ①食事、排泄、衣類の着脱、移動などの基本的日常動作の援助を行い、より自立に向け支援していく。

- ②日中の作業、活動を通して、他者との人間関係を学び、生活を豊かにし、地域で生きていくことを支援する。

- ③身体的ケアの必要な利用者には日々の支援と共に、PTの指導の基ストレッチや必要な運動を行い、身体的機能の維持・向上を目指す。

- ④看護師による健康管理を行い、必要時には、検温、血圧測定、応急措置を行う。家庭での睡眠、食事量、排泄、疾病などに関する情報の得て活動の場で反映させ、様子をみていく。また、てんかん発作など起こった場合の状況や様子、その他、健康に関することを家庭に報告し、連携を取っていく。

1. 利用者状況 定員 29人 利用実人数 36人 平均年齢 32歳

表7 生活介護利用者の障害状況

都内・外居住者			愛の手帳						区分認定	
			1 度	2 度	3 度	4 度	なし	計	区分6(17人)癲癇6 5(17人)癲癇3 4(2人)癲癇2 3(0人)癲癇0	
	身障手帳	1～3級	2	7	1		3	1 3		
		な し	0	2 2	1			2 3		
		計	2	2 9	2		3	3 6		

性別	男	2 2 人	年 齢 別	18～30歳	2 2 人
	女	1 4 人		31～40歳	5 人
	計	3 6 人		41～60歳	9 人

2. 利用率目標

利用者の満足度の指標として利用率目標を立てている。前年に引き続き感染症に配慮し安心安全な開所に努めた。6月は体調不良と長期の休みが重なり利用率は減少したが、その他は概ね90%台となった。令和8年度も安心安全に利用者のニーズに応じていけるように努めていく。

表8 生活介護利用者の出席状況・次年度目標

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間平均
令和7年度【目標】	94.1%	93.4%	92.4%	91.3%	96.1%	94.9%	92.7%	91.8%	84.2%	89.1%	88.5%	90.8%	91.6%
令和7年度	96.0%	95.5%	89.5%	91.6%	93.8%	93.9%	95.0%	94.4%	91.9%	93.7%			93.5%
令和8年度【目標】	96.0%	95.5%	89.5%	91.6%	93.8%	93.9%	95.0%	94.4%	91.9%	93.7%	90%	90%	93.5%

※出席率は契約日で計算している。

3. 従事者配置 サービス管理責任者 1人（兼務）
生活支援員 25人（常勤10人 非常勤15人 申請基準 1.5:1）

4. 利用者給与

利用者個々の可能性と啓発を大事にし、その人なりに十分に働くことを尊重する。

- (1) 賃金 生活介護 月500円（1日/25円）

5. 作業内容について

(1) ペットボトルのキャップ

作業目標:「私達に出来る社会貢献」であることを意識し、地域と連携して作業に取り組む。

落ち着いて座って作業が出来る時間を増やす。

作業内容: 地域数か所からペットボトルキャップの回収を行う。

集めたキャップから異物を取り除き、汚れを落とし、仕分けをする。出来たキャップはバオバブに収め、キャップの貯金箱へ一緒に納入してもらう。

①キャップの回収のお知らせを作り、回収先を増やしていく。

②キャップの置場、仕分け後の置場を明確にしていく。

利用者支援:

①準備・片付けも作業の一環である。自主的に取り組めるように工夫支援する。

②選別前と後のキャップの置場を明確に決め、利用者にわかり易く表示し混在を防ぐ。

③「私達に出来る社会貢献」であることをわかり易く説明する。

(2) アルミ缶

作業目標：回収量が少ないので少量ではあるが継続して続けていく。

回収場所を増やしていく。

利用者が安全に、自主的に取り組めるように支援する。

作業内容：各ご家庭、地域からアルミ缶を集め、潰していく。潰したアルミ缶は業者に納品していく。

①地域の中で活動していることを多くの人に知ってもらえるように、アルミ缶回収のお知らせを作成し、地域に配り、協力者を増やしていく。

②アルミ缶作業の環境設定を行い、清潔に、騒音少なく取り組めるように配慮する。

③機械を使用するため、危険がないように配慮し作業を進めていく。

利用者支援：

①利用者が自主的に作業に取り組めるように支援する。

②個人の障害特性や能力、その日の体調を見極め、自主性を尊重し、ゆっくりと納得してから、意欲を持って取り組めるように支援をしていく。

③季節に応じた作業場所を設定し、過ごしやすい時期は屋外で作業を実施していく。外で作業を行う場合は衣服調整、水分補給などを常に意識し声をかけていく。

(3) 紙漉き、コースター作り

作業目標：作業内容に慣れ、ハガキやコースター作りに取り組んでいく。

任された仕事である意識を持ち、丁寧に作業に取り組む。

作業内容：牛乳パックの回収を行い、牛乳パックの表面のビニールをとっていく。中の紙をこまかくちぎり、水と混ぜてミキサーにかける。その後、紙漉きし、はがき状に成形していく。

注文を受けてハガキ、コースターの販売。夕涼み会等の行事では受注品としてハガキ、コースターの販売をしている。また、バオバブ喫茶にコースターを納品している。

利用者支援：

①利用者が積極的に取り組めるように、スタッフと相談しながら作成していく。

②各工程に分け、様々な人が作業に取り組めるように工夫する。

③ミキサーの使用など環境に配慮し行う。

(4) 袋折り

作業目標：衛生管理について丁寧に説明し、意識して準備ができるようにしていく。

仕事として仕上がりや作業スピードなど具体的な目標を持って取り組んでいく。

作業内容：(株) 折兼より内職作業として受託し取り組んでいる。「キムチカン」というブランドのキムチを入れるナイロン袋を折る作業をしている。キムチの液が付か

ないように口の部分を2回折っている。食べ物を入れる袋のため衛生管理に気を付けている。

利用者支援：

- ①作業準備など含め、衛生管理に十分配慮をしていく。
- ②出来上がったものは必ずスタッフが検品を行い、不十分な所は支援していく。

(5)自主製品作り

作業目標：多くの方にプラタナスを知ってもらう。

作業内容：メンバーが描いた絵を製品にして、販売する。

ショッピングバッグ・サコッシュ・ランチバック・お掃除タオル など

お掃除タオル作りは、意欲的に取り組めるメンバーが多く、定期的な作業とする。定期的に絵を描く機会を設け、新しい製品作りを行う。

地域のボランティアと協同し素敵な製品を作っていく。

利用者支援：

- ①利用者が積極的に取り組めるように、スタッフと相談しながら作成していく。
- ②各工程に分け、様々な人が作業に取り組めるように工夫する。

(6)地域美化清掃

作業目標：地域貢献と運動を兼ねて自分たちに出来る活動を行う。

地域の方と挨拶が出来るようになる。

作業内容：地域のごみ拾い。巡回。清掃。

利用者支援

- ①利用者にはトングやごみ袋を持ってもらいごみを拾う。衛生面に気を付ける。
- ②大きな声を上げたり走り出したりしないように安全面などにも配慮する。

6. 生活・運動などの活動内容について

(1) 身体の手組み

身体的制限がある方や、車椅子の方を中心に、理学療法士（PT）に手組みメニューを組んでもらい、日課の中で行っていく。

ストレッチや可動域訓練が主となっており、身体の手縮や筋力、体力の低下を防ぐ。

スタッフにやって貰うのではなく、本人が力を発揮し、意識して手組みするように確認をしながら行う。歩行に制限がない方でも歩き方の練習、背筋を伸ばすメニューを作成し、日課の中で意識して手組みでいく。

(2) 運動

公園等に出かけ、歩く、ボールを蹴るなどの活動を行う。運動不足解消や、リフレッシュを目的に外出していく。また、川沿いや郊外等で長距離散歩も行っている。

その他に 3B 体操（赤ちゃんから高齢者、障害のある方までを対象に、幅広い世代で楽しむ体操のこと。3 つの手具を使用し行うことから 3B 体操と言う。）の先生に月 3 回依頼し、室内でも身体を使い運動できる機会を作っていく。12 月に行なわれる「にぎやかカーニバル」でダンスを披露する。

(3) 創作

週 1 回、本人の表現による絵画や作品作りを行う。利用者の持つ感性を豊かに表現する力を身に付けていく。また、自分の作品だけでなく、他の人の作品を観て、感じていく心を育てていく。いのちかがやけ展、ぴゅああーと展への参加を目指していく。

(4) 音楽

音楽の先生に毎週 1 回来てもらい、音楽療法により発声を促し、歌うこと、声を出すことを楽しむ。

音楽に合わせて楽器を鳴らし、喜びを表現して楽しい時間としていく。また、歌う曲を練習し、様々な場所で発表出来るようになる。12 月に行なわれる「にぎやかカーニバル」で歌を披露する。

(5) チームクラブ（部活）活動外出

全体会議を月に 1 回行い、チームごとに話し合い、活動の内容や外出の計画を立てていく。チーム毎に年に 1 回、自分たちで企画した日帰り外出を実施していく。

(6) 土曜の会について

イベント等のない月の土曜日に余暇支援の充実と生活リズムの構築を目指して土曜の会を実施する。「習字・スポーツ・音楽等」ニーズに合わせて実施する。

7. 週間予定表

表 9

曜日	軽作業班		体力維持・運動班	
	午前	午後	午前	午後
月	作業	運動 作業	作業 身体の取り組み	運動・作業 身体の取り組み
火	作業	創作 全体会（月 1）	作業 身体の取り組み	創作 全体会（月 1）
水	作業 運動	音楽活動 アルミ缶回収（月 1） 納品（月 1）	作業 身体の取り組み 運動	音楽活動 アルミ缶回収（月 1） 納品（月 1）
木	作業	作業 3B 体操（月 2） 運動	作業 身体の取り組み	作業 身体の取り組み 3B 体操（月 2）
金	作業 キャップ回収	グループ外出（年 2） クラブ活動	作業 身体の取り組み	グループ外出（年 2） クラブ活動

○自立訓練（生活訓練）サービス事業

- ①生活能力の維持・向上等のための必要な訓練を行い、将来について一緒に考え支援していく。
- ②コミュニケーション能力を高め、社会性を向上させていく訓練等を行う。
- ③作業や活動を通して、働くための能力を養い、意欲を育む。地域に出て活動する。
- ④生活支援にも重きを置き、健康増進・生活リズムの安定を図る。

1. 利用状況 定員 6人 利用実人数 2人 平均年齢 18歳

表 10 自立訓練（生活訓練）利用者の障害状況

都内・外居住者			愛の手帳						合併症
			1度	2度	3度	4度	なし	計	
	身障手帳	1～3級以下							
		なし		2				2	
		計		2				2	

性別	男	1人	年齢別	18～30歳	2人
	女	1人		31～40歳	0人
	計	2人		41～60歳	0人

2. 利用率目標

利用者の満足度の指標として利用率目標を立てている。令和7年度は利用者が1名となり状態に合わせた活動を行った。出席率はよく本人と目標を確認し合いながら活動を行っている。令和8年度は、新規利用者が2名自立訓練に入所となる。本人のニーズに合った事業展開を行う。

目標値は令和7年度と同様にする。更なる満足度の充実を目指していく。

表 11 自立訓練（生活訓練）利用者の出席状況・次年度目標

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間平均
令和7年度【目標】	92.1%	92.4%	88.3%	92.4%	85.0%	91.2%	69.7%	65.2%	85.2%	85.7%	98.1%	93.7%	86.6%
令和7年度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.2%	100.0%	100.0%	77.8%	95.2%	100.0%			95.7%
令和8年度【目標】	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.2%	100.0%	100.0%	77.8%	95.2%	100.0%	100.0%	100.0%	95.7%

※出席率は契約日で計算している。

3. 従事者配置 サービス管理責任者 1 人（兼務）

生活支援員 1 人（常勤 1 人 申請基準 6 : 1）

4. 利用者給与

利用者個々の可能性と啓発を大事にし、その人なりに十分に働くことを尊重する。

(1) 賃金 自立訓練 月 500 円 (1 日 25 円)

5. 作業内容について

(1) 紙漉き (コースター・ハガキ作り)

作業目標:作業内容に慣れていく。メンバーと一緒に作りたいものを相談し実践していく。

作業内容：牛乳パックの回収を行い、牛乳パックの表面のビニールをとっていく。中の紙をこまかくちぎり、水と色花紙と混ぜてミキサーにかける。その後、紙漉きし、はがき状に成形していく。現在はコースターとハガキの2種類を作成している。コースターは型に切り取り、スタンプ等を使い模様をつけていく。ハガキは端などを整えていく。

利用者支援：

- ①利用者が自主的に取り組めるように、工夫していく。
- ②各工程に分け、様々な人が作業に取り組めるようにする。
- ③ミキサーやアイロンを使用するため安全には十分配慮する。

(2) 袋折り

作業目標：衛生管理について丁寧に説明し、意識して準備ができるようにしていく。

仕事として仕上がりや作業スピードなど具体的な目標を持って取り組んでいく。

作業内容：(株) 折兼より内職作業として受託し取り組んでいる。「キムチカン」というブランドのキムチを入れるナイロン袋を折る作業をしている。キムチの液が付かないように口の部分を2回折っている。食べ物を入れる袋のため衛生管理に気を付けている。

利用者支援：

- ①作業準備など含め、衛生管理に十分配慮をしていく。
- ②出来上がったものは必ずスタッフが検品を行い、不十分な所は支援していく。

(3) 自主製品作り

作業目標：多くの方にプラタナスを知ってもらう。

作業内容：利用者が描いた絵を製品にして、販売する。

ショッピングバッグ・サコッシュ・ランチバック・お掃除タオル など

お掃除タオル作りは、意欲的に取り組めるメンバーが多く、定期的な作業とす

る。定期的に絵を描く機会を設け、新しい製品作りを行う。

地域のボランティアと協同し素敵な製品を作っていく。

利用者支援：

- ①利用者が積極的に取り組めるように、スタッフと相談しながら作成していく。
- ②各工程に分け、様々な人が作業に取り組めるように工夫する。

(4) 煎餅作業

作業目標：煎餅機械での生産を目指しているが、販売方法、パッケージ、販売路、販売場所などを総体的に検討する段階に至っている。特に、煎餅機械の稼働率と占有スペースについても継続して検討を加え、事業の継続も含めて早い段階での方向性を見出していきたい。

作業内容：煎餅機械を使い、たまご煎餅を製造していく。衛生面、安全面に気をつけていく。

利用者支援：

- ①作業内容が分かり意欲を持って取り組めるよう支援する。
- ②火や機械を使うため、安全に気をつけるよう毎回具体的に確認し、注意していく。
- ③作業の一連の流れに沿って準備、掃除、片づけまで協力しながら取り組めるよう支援する。
- ④機械のメンテナンスや賞味期限の関係もあり、今後作業の方向性について検討する。

6. 生活・運動などの活動内容について

(1) 生活訓練

月に2回、生活能力の維持・向上のための必要な訓練を行う。

具体的には金銭の学習や使い方、日常生活に必要な様々な事（掃除・洗濯など）を練習していく。また、将来のことについて話しあっていく。月に1回個別に面談を行い、月間目標と1ヶ月の振り返りを実施していく。

(2) 運動

公園等に出かけ、歩く、ボールを蹴るなどの活動を行う。運動不足解消や、リフレッシュを目的に外出していく。また、川沿いや郊外等で長距離散歩も行っている。その他3B体操の先生に月3回依頼し、室内でも身体を使い運動できる機会を作っていく。12月に行なわれる「にぎやかカーニバル」でダンスを披露する。

(3) 創作

週1回、本人の表現による絵画や作品作りを行う。利用者の持つ感性を豊かに表現する力を身に付けていく。また、自分の作品だけでなく、他の人の作品を観て、感じていく心を育てていく。いのちかがやけ展、びゅあーと展への参加を目指していく。

(4) 音楽

音楽の先生の指導の下、音楽療法により発声を促し、歌うこと声を出すことを楽しむ。
音楽に合わせて喜びを表現し、楽しい時間としていく。また、歌う曲を練習し、様々な
場所で発表出来るようになる。12月に行なわれる「にぎやかカーニバル」で歌を披露す
る。

(5) チームクラブ（部活）活動外出

全体会議を月に1回行い、チームごとに話し合い、活動の内容や外出の計画を立ててい
く。チーム毎に年に1回、自分たちで企画した日帰り外出を実施していく。

(6) 土曜の会について

イベント等のない月の土曜日に余暇支援の充実と生活リズムの構築を目指して土曜の
会を実施する。「習字・スポーツ・音楽等」ニーズに合わせて実施する。

7. 週間予定表

表 12

	午前	午後
月	作業	運動 作業
火	作業	創作 生活訓練（不定期）
水	作業	音楽活動（月 2 回） 生活訓練（月 2 回）
木	作業	作業 運動・3B体操（月 1 回）
金	作業	チームクラブ活動

[3] 共同生活援助事業（介護サービス包括型）

○事業別ミッション

私たちは、「住み慣れた地域で安心して生活し続けたい」という障害をお持ちの方の思いに応えるため、生活を支える支援の充実を目指します。

◆GH 科

- 1 その人の可能性を信じます。
- 2 一人ひとりの意思/意志を尊重します。
- 3 共同生活を営む住居で相談・入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常生活をそれぞれのライフスタイルを尊重し、支援します。
- 4 共同生活の中で、社会性や人間関係を身に付け、互いが思い合える生活を支援します。
- 5 住み慣れた地域の中で、自立した日常生活及び社会生活が豊かに営めるよう支援します。

1. 開所状況 開所日数 原則 365 日（ユニット毎全員が帰宅する日は閉所）
 開所時間 16 時 00 分～翌 9 時 30 分
 土日・祝日 24 時間
 年間延 365 日 年間延宿泊数 6572 日（26 名）

2. 利用者状況 表 13 令和 8 年 4 月より

	計	優朋	けやき	かりん	たちばな
定 員	27 人	7 人	7 人	7 人	6 人
利用実人員	26 人	7 人	7 人	6 人	6 人
平均年齢	45.8 歳	50.9 歳	45.3 歳	51.8 歳	34.5 歳

3. 利用者の行政地区

東久留米市 19 人、清瀬市 3 人、練馬区 1 人、西東京市 1 人、新座市 1 人、所沢市 1 人、

4. 従事者配置（4 ユニット全体）

管理者：1 名

サービス管理責任者：1 名

世話人：7.4 名（常勤換算）

生活支援員：5.3 人（常勤換算）

5.1 日の流れ 表 14

時間	全体の動き	スタッフの動き
15:30		受け入れ準備
16:00	各作業所より帰寮	迎え・受け入れ
16:15	順番に入浴	入浴介助
18:30	夕食・服薬	配膳・投薬等
21:30	自由に過ごす	見守り・随時支援
	リビング消灯	各記録等記入 就寝支援
	就寝	事務作業・夜間巡回
6:30	朝食・服薬	配膳・投薬等
8:20	出勤準備	連絡ノート記入
	各作業所へ	送り出し
9:00		掃除

※ユニットにより時間の差がある。

6. 年間行事予定 表 15

	グループホーム	スタッフ
4月		スタッフ会議
5月	家族会	スタッフ会議
6月		スタッフ会議/内部研修
7月	事業報告会	スタッフ会議/ユニット会議
8月	夕涼み会・森の会納涼祭	個別支援計画モニタリング
9月		健康診断（地域支援部職員全体） スタッフ会議
10月	★GH ハロウィンパーティー	スタッフ会議
11月		スタッフ会議
12月	忘年会/★クリスマス会	地域連携推進会議/スタッフ会議
1月	お正月/地域連携推進会議	スタッフ会議/法人研修/ユニット会議
2月		内部研修/スタッフ会議
3月	お花見	健康診断（夜勤職員）スタッフ会議

※表以外に誕生日は、各ユニットでお祝いをする。

※行事は、感染症の状況に応じて無理なく実施する。

※平日の間にある祝日はミニイベントを実施する。

※月に2回、地域支援部会議（常勤のみ）を行う。ユニット会議（非常勤職員含む）は必要に応じて実施する。

※令和7年度から地域連携推進会議を開催している。令和8年度「第三者評価」も受診予定。

7. 中長期目標

法人の中長期計画を基に事業の中長期の目標を立てている。

地域ニーズを汲み取り GH 事業の充実を図っていく。

- ① 修繕計画の策定を行う。計画を立て、積み立てを行い、時機を見て順番に修繕していく。家電などは急に壊れる可能性が高い。ある程度予算を立てながら必要に応じて買い替えを行う。
- ② 各ユニットに、ネット環境など時代の変化に合わせた設備の導入を検討していく。
- ③ 地域の方を積極的に採用していく等、人材確保・育成に努めていく。
- ④ 人材育成に力を入れていく。グループホームの職員としての基礎知識を常勤・非常勤問わずに学んでいけるようにする。
- ⑤ 人権擁護への取り組み、安全や防災対策、事業継続のための対策に取り組む。GH 内の防犯カメラの設置など利用者や職員の権利と安全に配慮しながら検討していきたい。設置については、利用者家族の同意を得る。
ヒヤリハットでの虐待や事故を未然に防止する体制を構築する。

8. 今年度取り組み目標

- ① 定期的な建物の点検・清掃・修繕を行う。
(ア)令和8年度は、全ユニットで非常食を買い替え。 予算：30 万円
(イ)浴室乾燥のない、優朋・たちばなに乾燥機の購入。予算：50 万円
- ② 地域との関係を深めていく。グループホームでも余暇の時間を利用して、クラフト等をはじめた。作品を通じて地域のイベントにも参加していけると良い。
- ③ 生活の充実：
(ア)ユニット全体企画の提案。主に、平日の間の祝日に実施していく。森の会のグループホーム利用者は個々で過ごすことより、集団での余暇を希望される利用者も多い。個別に過ごしたい利用者もいることに留意しながら、全体で楽しむ機会も作っていく。
(イ)利用者同士の意見交換ができる機会の創出。
- ④ 職員定着に向けた取り組みを行っていく。「グループホームの職員として」の研修を常勤・非常勤問わず参加できるよう工夫し、実践していく。
- ⑤ 重度支援加算を申請していく。より専門性の高い支援を提供していきたい。

- ⑥ 利用者の将来に向け、相談支援事業所と連携しながら課題について関係機関と共に検討していく。

9. 支援内容について

共同生活を営む住居で相談・入浴・排泄・食事の介護、その他のその方にあった日常生活上の支援を行う。利用者が共同生活を送りながら、住み慣れた地域の中で自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援し、QOLの向上に努める。

共同生活の中で、社会性や人間関係を身に付け、豊かな地域生活が営めるよう支援していく。

- ①利用者が自立した社会生活を営む事ができるよう、必要な支援を行う。
- ②本人ができる部分は、自ら率先して力を発揮して頂く。いまは難しい所も、生活の中で新たな生活スキルを獲得できるよう支援する。
- ③個別支援計画をもとに、利用者の状況（年齢、ADL）に応じた支援を行う。
- ④個別支援計画の課題・目標を職員が共有し、計画に沿った支援を実施していく。
- ⑤共同生活の場における食事の提供等、日常生活における様々な支援を提供し、自立生活の実現を目指す。
- ⑥日々の体調の変化、加齢に伴う体調の変化等、ご家族や通所施設等と情報共有をしながら、本人の様子に留意していく。
- ⑦生活習慣を整え、精神面も含めた体調管理を支援し、心身の健康維持に努める。
- ⑧災害時・緊急時の対応についてメンバー・スタッフに周知徹底し、分かりやすいよう貼り出しておくなど工夫する。また、災害時や火災時の避難訓練に取り組む。

（１）生活

- ・日々の暮らしの中で必要な支援（洗濯・掃除・荷物の管理・食事の提供・入浴・排泄・身だしなみ・金銭管理・連絡調整等、生活に関わること全般）をその人にあわせて実施していく。
- ・ご自身の力、持てる力を最大限発揮し、それを自信に繋げていけるよう工夫しながら、支援を行う。
- ・利用者が安心して生活できる環境を作る。
- ・利用者が自分自身の意見を、話せる機会を作る。

（２）健康管理

- ・服薬管理や必要に応じて、通院同行を行う。適切な健康管理を実施するため、訪問医療や訪問看護、訪問歯科など様々なサービスも利用していく。
- ・食事はバランスに配慮しながらも、日々のちょっとした楽しみができるよう工夫する。
- ・健康が維持できるよう支援していくとともに、気持ちの面でも健康に生活できるよう支

援する。

（３）関係機関との連携

- ・利用者が通う日中事業所や利用している相談支援事業所、主治医等、様々な機関と連携し支援していく。
- ・地域の方々の理解と協力を得て、地域の中で生活を続けていけるよう力を注いでいく。
- ・地域連携推進会議を開催し、運営状況を報告すると共に、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。
- ・地域連携推進会議の議事録は HP に掲載し、情報公開を行う。

（４）人材育成

- ・職員は内部・外部研修へ積極的に参加し、支援技術・知識・意欲の向上等、自己研鑽に努める。
- ・内部研修の実施を定期的に行う。交代勤務のため、集合研修では参加が少ないことが課題。ネット等を利用して全職員が参加できるような研修を工夫する。

（５）防災関係

- ・けやき・かりん、たちばな・優朋 2 ユニット合同で 1 年に 2 回、避難訓練を実施する。
- ・防災備品の整理、管理、保管を行う。
- ・震災時には防災計画・事業継続計画（BCP）を基にできる限り支援を継続する。職員へ内容を周知していく。

（６）感染症対策・医療連携

- ・感染症などへの予防対策を引き続き実施していく。発生時には作成したマニュアルを基に対応する。状況に応じて、臨機応変に対応していく。
- ・新たなパンデミックに備えていく。感染症事業継続計画（BCP）を基にできる限り支援を継続する。職員へ内容を周知していく。
- ・ひのきホームケアクリニックと協力協定を結んでいる。実際に診療を受けている利用者も多く主治医との連携を更に密にし、健康面でのケアを丁寧に実施していく。
- ・夜間緊急時には、協力医（ひのきホームケアクリニック）や訪問看護（ルージュ訪問看護）と連携し対応していく。

（７）その他

- ・土日の余暇など積極的に移動支援を利用し、様々な自己実現を図る。
- ・個別の余暇よりも、集団での余暇を希望する利用者も多い。バランスに配慮しながら、余暇の過ごし方について工夫していきたい。

[4] 生活支援センターオリーブ

○事業別ミッション

私たちは、「住み慣れた地域で安心して生活し続けたい」という障害をお持ちの方の思いに応えるため、生活を支える支援の充実を目指します。

◆生活支援科

- 1 社会参加や余暇活動など、ご本人が希望する楽しみが実現できるよう支援します。
- 2 自立し、地域で暮らし続けるため、生活を支える身体的支援等のサービスを提供します。
- 3 障害のある方を日常的に支えている、ご家族を応援します。

1. 事務所開所状況 月～金 9:00～17:00

○事務所体制

常勤 1名（週5日）勤務時間 月～金 9:00～17:00

2. 利用見込み

表 16

	移動支援	日中一時	居宅介護
令和8年4月	100	20	13
5月	100	20	15
6月	100	20	14
7月	100	20	13
8月	100	20	15
9月	100	20	14
10月	100	20	15
11月	100	20	14
12月	100	20	15
令和9年1月	100	20	15
2月	100	20	13
3月	100	20	14

延べ件数/月

※今年度も利用者やヘルパーの状況で利用は大きく変動する。

3. 利用者の行政区域

東久留米市、西東京市、東村山市、新座市、清瀬市、所沢市

4. ヘルパー登録者数(毎年4月に契約を更新)

男性：3名、女性：10名

5. 活動内容

生活支援センターオリーブでは、障害のある人の自立を支援し、その生活を豊かにしていく様々な援助活動（移動支援、日中一時支援、居宅介護）を実施します。

障害を持つ人が住み慣れた地域で一人の人間として当たり前の生活が送れるように、ご本人とその家族を支援する。

令和8年度は、ヘルパーの確保等の課題もあり、引き続きオリーブ事業の再構築を進めていく。

(1) 移動支援事業

外出の為の支援を行う。生活上必要な外出や映画、買い物などの余暇活動を一人ひとりの声や希望に沿って支援していく。

(2) 日中一時支援事業（東久留米市在住者のみ利用可能）

- ・保護者等の冠婚葬祭への出席や急病、レスパイト（休養）などの為の日中の一時支援を実施する。
- ・令和5年5月より日中一時事業を再開。家庭ではない場所で生活していく練習をする。

(3) 居宅介護事業

それぞれに必要な支援や介護（入浴支援、通院同行、家事援助など）を行っていく。

(4) その他

自費利用も必要に応じて受け入れていく。

内容については、利用者のニーズに応えつつ、様々検討していく。

6. 地域の事業所との連携

市内の移動支援・日中一時支援を行っている事業所と連携をし、情報共有に努める。

支援を行う上で、要望や要求がある時は事業所同士で話し合いの時間を持ち、市の障害福祉課へ相談をしていく。

7. 中長期目標

法人の中長期計画を基に事業の中長期の目標を立てている。

地域ニーズを汲み取りオリーブ事業の充実を図っていく。

- ① 利用者のニーズを汲み取りながら、オリーブ事業を精査し、再構築を継続していく。
- ② 経営改善のため、市内関係機関と連携し、行政に要望していく。
- ③ 地域の方を積極的に採用していく等、人材確保・育成に努めていく。
- ④ 人権擁護への取り組み、安全や防災対策、事業継続のための対策に取り組む。

ヒヤリハットで事故を未然に防止し、小さな出来事から虐待を防止する体制を構築する。

8. 今年度取り組み目標

- ① 日中一時事業においては前年度より活発な利用を目指す。
- ② 居宅介護事業利用者の新規開拓。
- ③ 移動支援事業は、引き続き利用者の希望に合わせて休日を楽しめるよう支援する。
- ④ 必要に応じて情報提供し、利用者の余暇がより充実していくよう支援する。

[5] 特定相談支援事業

様々な障害を持った方々が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画・継続サービス利用支援（モニタリング）を作成する。また、計画・モニタリング時期に関わらず、本人・環境の変化があった場合、その都度計画を変更していく。主に森の会のサービス利用者約 60 名を対象に実施する。

利用者の成育歴や現在の生活状況等を聞き取り、そこから本人の課題、必要なサービスを検討する。また、ケースによっては医療や様々な社会資源と連携を図り、本人が主体的に自分の希望を実現できるよう伴走型支援を行っていく。

自立支援協議会（相談支援部会）へ事業の状況や困難事例等を提供し、関係機関内で情報共有を行う。行政や他団体と協力し、地域全体の問題として捉え解決に努力する。地域福祉の推進に努力し、地域資源の拡大を図る。

Ⅲ 利用者支援

1. 個別支援計画

(1)個々の可能性、自発性を引き出し、社会性を高め、本人主体の自立にむけた個別支援目標を設定する。

(2)個別支援計画の観点

①利用者・保護者と話し合って、本人のニーズを的確に捉え、達成できるよう支援の方針、目標を決める。

②目標を利用者自身が把握・自覚し、希望する事柄に主体的に取り組めるよう、具体的に支援し練習を重ねる。

③計画決定に際しては、自分の意思を明示できるよう支援し、本人の意思決定を尊重する。

(3)個別支援計画の作成・見直し

①個別支援計画作成会議・個別支援計画見直し会議・スタッフ会議等で話し合い、本人の意向に即した支援計画を作成し支援目標を決定する。従事者全員が共通認識の下で支援できるよう連携を図る。

②具体性のあるサービスを実施するため、必要に応じて計画の見直しを行う。

③自立訓練事業は年4回、就労継続支援B型事業・生活介護事業・共同生活援助事業は年2回、定期的に見直して適切な評価をし、時間をかけて支援の充実を図る。

(4)家庭や地域社会での役割を持つ。

本人の能力を活かし、家庭や地域の一員として存在し、かつ役割を果たせるよう、家庭や地域と一緒に多方向からの支援を行う。

(5)地域ネットワークを構築する。

地域資源を活用し暮らしの力をつける。また、地域社会の支援を受け、本人らしい生活を支援するために地域・福祉・保健・医療・労働・教育などと連携し、地域ネットワークを構築する。

(6)個別面談

利用者・保護者・施設長・担当者と話し合いをする。評価できること・できた事、できなかった事を確認し、次の目標を決め、分かりやすく説明する。生活全般にわたっての本人の意向とニーズを確認し、必要な支援を行う。必ず利用者及び保護者の同意を得て支援を行う。

(7)生活支援

基本的生活習慣が身に付くよう支援する。また、金銭管理が適正に行なわれていくよう支援する。家庭状況に応じて必要な生活支援をする。

2. 地域交流、レクリエーション活動における支援

様々な地域交流やレクリエーションの企画を立て実施している。今後も感染症に留意しながら、安全・安心を第一として行事を検討していく。

(1) 成人を祝う会と生バンドによるディスコパーティーの継続開催

令和7年度も「20歳を祝う会とディスコパーティー」を開催した。

音楽に合わせて利用者自身が主体的に参加し、リズムに合わせて自然体で楽しめるように配慮し、親睦をはかる。令和8年度は音響をどこに依頼するか等課題はあるが、歴史ある行事であるため、継続的で魅力あるイベントとして実施したい。

(2) 夕涼み会

市内福祉団体による合同夏祭り。地域にも開催が浸透し、貴重な交流の場となっている。バオバブ・プラタナスでもお店を出し、自主製作品等を販売している。多くの方に参加していただけるよう宣伝していく。

(3) 納涼祭

森の会法人行事として、令和8年8月28日に前沢地区にて行う。地域の方々との交流の場としていく。

(4) スポーツ大会

スポーツを通して事業間の交流を図っていく。

(5) 日帰り旅行・一泊旅行・グループ外出活動等

バオバブは日帰り旅行、一泊旅行を実施する。プラタナスは年に2回のグループ外出、一泊旅行を実施する。外出活動を通して、生活を楽しみ、社会性を養う。

(6) 地域との交流

[バオバブ]

①回収作業を通して地域との交流を大切にする。元気に挨拶し関係を深めていく。

②バオバブだよりやイベントのお知らせ等を配布して地域と交流を図っていく。

③地域自治会の災害時避難訓練連絡会に参加し、災害時や日常の連携体制を築く。

[プラタナス]

①地域懇談会を開催する。

年に1回（要望があればその都度）開催し、地域との交流を図る。

②プラタナスだよりやイベントのお知らせ等を配布して地域と交流を図っていく。

[グループホーム]

①地域自治会の災害時避難訓練連絡会に参加し、災害時や日常の連携体制を築いていく。

②地域連携推進会議を開催し、運営状況を報告すると共に、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。

3. 健康管理

[バオバブ]

(1)健康診断

年1回、ベトレヘムの園病院にて健康診断を受けていく。

嘱託医による内診や医療相談を受ける。

(2)「手洗い」「うがい」を指導・励行し、室内消毒とともに新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策に取り組む。

(3)利用者の健康状態・精神状態を的確に把握し正しく対処できるよう、家庭・共同生活援助との連絡を密にする。睡眠・食事内容についても配慮する。

(4)日ごろの体調に気を配り、主治医と連絡を取り指示を仰ぎ、必要に応じて通院する。

(5)健康診断の結果は、家庭・グループホームに伝え、必要があれば予防・治療に努めてもらう。

(6)薬の預かりと服薬については、既存のマニュアルに沿って細心の注意を払い、誤薬・飲み忘れに気をつける。

[プラタナス]

(1)健康診断

年1回、ベトレヘムの園病院にて健康診断を受けていく。

月1回 嘱託医による内診や医療相談を受ける。

(2)毎週水曜日に看護師による健康管理を行い、体重と血圧を月1回計測し本人の状態を把握していく。必要時には、検温、応急措置を行う。家庭と連携を取る。

(3)「手洗い」「うがい」を指導・励行し、室内消毒とともに新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策に取り組む。

(4)利用者の健康状態・精神状態を的確に把握し正しく対処できるよう、家庭との連絡を密にする。ショートステイ利用者が多いので、睡眠・食事内容や形態についても配慮し、規則正しい生活が送れるように支援する。

(5)日ごろの体調に気を配り、主治医と連絡を取り指示を仰ぐ。必要に応じて通院する。

(6)理学療法士による機能訓練を日常に取り入れ、体操や訓練の継続で、身体能力後退予防に努める。ラジオ体操や音楽体操を取り入れ、日常的に身体を動かしていく。

(7)薬の預かりと服薬については、既存のマニュアルに沿って細心の注意を払い、誤薬・飲み忘れに気をつける。

(8)昼食後、歯磨きを実施し口腔ケアに努める。

[グループホーム]

(1)訪問看護

月に1回、訪問看護師による健康管理面談を行い、バイタルを計測し本人の状態を把握していく。身体健康以外に精神面でもフォローしている。必要時には、応急処置を行う。医療や家庭と連携を取る。

(2)「手洗い」「うがい」を指導・励行し、室内消毒とともに新型コロナウイルス・インフ

ルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策に取り組む。

- (3)利用者の健康状態・精神状態を的確に把握し正しく対処できるよう、家庭・通所先・主治医・訪問看護師との連絡を密にする。薬の調整、睡眠・食事内容や形態についても配慮し、規則正しい生活が送れるように支援する。必要時には、応急措置を行う。
- (4)日ごろの体調に気を配り、不調の際には主治医と連絡を取り指示を仰ぐ。必要に応じて通院する。
- (5)薬の預かりと服薬については、既存のマニュアルに沿って細心の注意を払い、誤薬・飲み忘れに気をつける。また訪問薬局の利用を奨め、服薬管理の質を高めていく。
- (6)食後、歯磨きを実施し口腔ケアにも努める。訪問歯科なども利用し、利用者が健康な歯を維持できるよう支援している。

4. 施設内外での支援

- (1)深い相互理解を基に信頼関係を築き、充実した生活が送れるよう支援する。
- (2)寒・暖等の天候に対して衣服・施設環境の調節を行う。
- (3)施設内或いは施設周りの衛生管理・清掃に気を配る。感染症が流行しないよう留意する。
- (4)地域で支援を受けて、社会人としての規範を身に付ける。
- (5)全ての場所で事故のないよう常に配慮する。危険個所はすぐに修理する。

5. 活動の継続・発展に向けて

- (1)パンフレット・ホームページ等を通じて、地域の方々に広く活動を知ってもらう。
- (2)随時、資源回収協力のチラシを配布する。
- (3)職員は日誌・会議録・連絡文書等の活用、声かけにより連絡を密にし、利用者への対応や支援への共通認識を持つ。支援に際しては、常に学習や自己点検を行い、利用者支援の充実・発展に努める。
- (4)新規事業開発に果敢に挑戦し、作業科目の拡大に努める。

IV 権利擁護

○「虐待防止・身体拘束適正化委員会」発足について

令和4年度より、各事業所から委員が選出され、委員会が発足した。

委員会は年2回、研修は年に1回以上の取り組みを目標として実施していく。

権利擁護の制度や考え方を学び、マニュアルや指針の充実・活用から、各事業所の「小さな出来事」まで検証し、権利擁護の丁寧な取り組みと事業所への周知を目的とする。

1. 利用者の権利擁護に取り組んでいく。

(1)平成 25 年 12 月 4 日に「障害者権利条約」（あらゆる障害者の、尊厳と権利を保障するための権利条約である。）が批准された。

この法律は、国際人権法に基づいて人権の視点から考えて作られた。障害のある人の多くが、差別、乱用、貧困に晒されていて、個人は他の個人とその個人の属する社会に対して義務を負い、国際人権法に定められた人権を促進する責任があることが明記されている。

①当事者の自尊心、自己決定の重視。

②不可侵性の保護、雇用や医療を受ける機会も含めた生活のあらゆる場面における差別禁止。

③障害をもつことに由来する社会からの隔離や孤立の防止。

④個性と違いを尊重された上での被選挙権をも含めた社会参加の権利。

⑤医学的乱用、実験からの保護やインフォームド・コンセントの権利。

など、社会全体の偏見を無くす意識向上の政策の必要性が強調されている。

(2)平成 24 年 10 月 1 日より「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称「障害者虐待防止法」）が施行された。

この法律は、虐待によって障害者の権利や尊厳が損なわれ、自立や社会参加の妨げとならないよう、全ての人が障害者に対して虐待をしてはならないことを定め、また国及び地方公共団体は虐待の防止と虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護と必要な支援を行うことを責務として定めている。

虐待の防止と早期発見、迅速かつ適切な対応を図り、障害者の権利擁護を実践していく。

① 日々の支援で「虐待または子供扱い」などに当たる行為はしないよう内部研修をする。

② 一人ひとりの障害を認識し、利用者の要望、気持ち、訴えに耳を傾けていく。

③ 生きる主体は本人であり、管理するための支援や一方的な支援にならない様努める。

④ さまざまな機関、団体と連携し、防止に取り組む。

私達は、常に支援内容を点検し、障害への知識を深め、虐待のない支援を実践する。

(3)平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）が制定された。平成 28 年 4 月 1 日から施行されている。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指している。「不当な差別的取扱い」「合理的配慮をしないこと」が差別となる。例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸して貰えないことなど、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられる。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともある。

次に、障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫や、やり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを「合理的配慮」という。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となる。

- ①日々の支援の中で「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮をしないこと」などに当たる行為はしないよう内部研修をする。
- ②一人ひとりの障害を認識し、その人にあった方法で支援していく。
- ③生きる主体は本人であり、管理するための支援や一方的な支援にならない様努める。
- ④地域社会に対して「障害者差別解消法」について知って貰えるよう啓発活動に努める。

(4)事業所での権利擁護に対する具体的な取り組み

- ①利用者への「権利擁護」の取り組みに対する丁寧な説明と周知をしている。様々な情報は掲示物や配布物として情報提供していく。
- ②非常勤スタッフを含むすべての職員に対して、「障害の特性」「権利擁護」「虐待防止法」に関する内部研修を実施していく。
- ③機関誌や地域懇談会の中で情報を発信し、障害への理解・権利について地域社会へ伝えていく。

2. 苦情解決について

- (1)苦情対応規程により対応する。
- (2)利用者が苦情の申し立てをし易くするため、事業所内に担当者名を掲示する。
- (3)具体的な対応方針
 - ①苦情申出者の話を良く聞き、サービスの質と信頼性の向上を図れるように配慮すると共に、合わせて個人情報にも配慮しながら苦情対応規程に沿って対応する。
 - ②苦情申出者が満足する解決ができなかった時は、第三者委員や東京都社会福祉協議会運営適正化委員会を紹介する。
 - ③対応状況については、理事会・評議員会・事業報告会で報告する。
 - ④年1回、第三者委員に事業内容及び相談・要望・苦情等についての報告をする。

3. 個人情報について

- (1)利用者の権利擁護に努め、個人情報については個人情報保護規程に基づき取扱う。
- (2)所内のみならず、関係機関との連携においても、細心の注意を払っていくものとする。
 - ①利用者・保護者に個人情報（マイナンバー含む）に係わる利用目的を明示し、個人情報提供に同意してもらう。
 - ②職員は、利用者・職員の個人情報を外部に漏らすことがないよう規程等で明示する。

V 学校等との連携

1. 実習生の受け入れ

- (1) 対 象
 - ①特別支援学校に在籍中の者
 - ②他施設、作業所等の利用者
 - ③在宅の心身障害者

④市役所や福祉団体から支援を要請された者

⑤福祉および特別支援教育等で学んでいる者

⑥その他、希望者

(2) 実習前の懇談

本人や学校、通所先、保護者などから実習中や実習後の希望を聞く。また、本人の様子や希望を前もって聞き実習の態勢を組む。

(3) 実習反省会

本人・学校・保護者・事業所とで実習を振り返って率直に話し合う。
進路希望等についても確認する。

(4) 社会福祉士養成のための後進育成

福祉・教育で学んでいる学生を受け入れ、後進育成に力を入れていく。福祉専門学校や大学機関等と連携を取り、養成を行う。

2. 中高生の体験学習、ボランティア、見学等の受け入れ

(1) 目的

①森の会の事業を広く知ってもらい、社会における障害者理解を広げてもらうため。

②一般社会の価値観や感覚を取り入れ、閉鎖的にならず地域に開放された施設作りのため。

③福祉施設を特殊な世界に位置づけることなく多様な人と触れ合う場とするため。

④様々な年代・職業の人の協力を得て、交流と利用者支援の充実を図るため。

⑤利用者・職員の個人情報や外部に漏らすことが無いよう書面等で明示し伝える。

(2) 対象事業

①作業補助、活動補助

②行事や旅行への参加等

(3) 募集

①新規：市社会福祉協議会から、ボランティアを紹介してもらい協力を依頼する。

②継続：ボランティアや実習で利用者と関わりのある人に年間予定に入れてもらえるよう
随時行事等を知らせ、呼びかける。

(4) 他団体からの受け入れ

①市社会福祉協議会の「体験ボランティア事業」から、地域ボランティアを受け入れる。

②地域の中学生・高校生・大学生の体験学習に協力し受け入れる。

3. 学校・地域等での交流

(1) 目的

①森の会の活動を広く知ってもらう。

②地域や学校関係者と意見交換し、一般社会の価値観や感覚を得て、地域に開放された施設作りをする。

③福祉施設を紹介し、誰もが地域で生きることを広く知ってもらう。

(2)対 象

①小学校、中学校における地域学習の授業と実習

②その他依頼があった施設、機関

(3)募 集

①市社会福祉協議会と連携を図り、依頼を受ける。

②各機関から直接依頼を受ける。

VI 研 修 ・ 会 議

1. 従事者研修

(1)従事者は、施設外研修に積極的に参加し、学習する。

(東京都・東久留米市・東社協・さいわい福祉センター・保健所・消防署・その他)

従事者は専門職としての意識を持ち、研修を通じて自己の専門性を高める。

研修内容をまとめ、発表し、情報を共有化する。

(2)施設内研修を実施する。日々の活動を振り返り、より適切な利用者支援を実施していくため障害への理解を深め、意見交換し、互いの支援知識を高め共有化する。

(利用者への権利擁護・虐待防止・合理的配慮・障害の特性への知識・事例など)

(職員の職務分担と理解・新任職員へのO J T・支援計画の策定など)

2. スタッフ会議・全体スタッフ会議

[バオバブ]

(1)常勤による月2回の「スタッフ会議」と、この会議に出席できなかった常勤及び非常勤への「申し送り会議」の二部制としている。また、ヒヤリハットの共有化を図る。

(2)毎日の「振り返り」(常勤職員・準職員)で検討されたこと、報告されたこと、連絡事項は業務日誌に記入する。職員は、出勤日の朝、日誌を見て確認する。様々な報告や意見は必ず次のスタッフ会議に反映させ検討する。

(3)必要があれば緊急スタッフ会議を開く。

(4)スタッフ会議の内容

①個別支援作成と検討

⑤行事の立案、確認、話し合い

⑨ケース会議

②支援計画の具体化と実践報告

⑥苦情処理の確認、周知徹底

⑩会計報告

③作業の予定と実践報告

⑦研修報告

(各作業)

④業務連絡

⑧法人本部の予定、報告

⑪その他

(5)全体スタッフ会議を開く。必要があれば緊急全体スタッフ会議を開く。

(6)スタッフ会議の内容は報告書を作成し、全スタッフに配布する。スタッフ全員が情報を共有し支援・運営を行う。

(7)草刈、喫茶等作業グループごとの会議も定期的に行い、内容を報告する。

[プラタナス]

(1)常勤による月2回の「スタッフ会議」と、この会議に出席できなかった常勤及び非常勤への「申し送り会議」の二部制としている。

(2)毎日の「振り返り」（常勤職員・契約職員）で検討されたこと、報告されたこと、連絡事項は業務日誌に記入する。職員は、出勤日の朝、日誌を見て確認する。様々な報告や意見は必ず次のスタッフ会議に反映させ検討する。

(3)必要があれば緊急スタッフ会議を開く。

(4)スタッフ会議の内容

- | | | |
|-----------------|-------------------|--------|
| ① 個別支援作成会議と検討 | ⑤行事の立案、確認、話し合い | ⑨ケース会議 |
| ② 支援計画の具体化と実践報告 | ⑥相談・苦情の確認、対処の周知徹底 | ⑩会計報告 |
| ③ 作業の予定と実践報告 | ⑦体調管理（医師・看護師・PT） | ⑪研修報告 |
| ④ 業務連絡 | ⑧法人本部の予定、報告 | ⑫その他 |

(5)全体スタッフ会を開く。必要があれば緊急全体スタッフ会議を開く。

(6)スタッフ会議の内容は報告書を作成し、全職員に配布する。全員が情報を共有して支援・運営を行う。

(7)グループごとの会議も定期的に行い、内容を報告する。

(8)朝夕の申し送りで、毎日の利用者の様子・対応について報告し、話し合っている。

[地域支援部]

(1)地域支援部会議（月2回）

(2)ユニットミーティング（随時）

けやき・かりん・優朋（たちばな含む）・オリーブ

3. 利用者全体会議

[バオバブ]

必要に応じて朝の会后・または帰りの会前に全体会議を行っている。

①旅行の希望 ②全体のルールの確認など ③仕事について ④希望・要望などの検討

[プラタナス]

月1回曜日を決めて、利用者の全体会議を開く。

①年に2回のグループ外出先の話合い、毎月の調理決め ②誕生月を祝う ③行事についての話 ④希望・要望などの検討

VII 消防計画

[大門地区]（バオバブ・けやき・かりん）

東久留米消防署へ提出した消防計画書、事業継続計画（BCP）に基づき、避難訓練等を実施する。

1. 避難訓練

自衛消防組織を編成し、年3回消火・避難訓練をする。年1回、消防署や通報機器業者と連携して総合訓練を行なう。

2. 避難設備

- ・避難経路として非常滑り台装置あり ・警報装置と連動して非常口のロックが解除
- ・自動で防火シャッター作動 ・自動通報装置で消防署に連絡 ・消火器の期限の確認

3. 消防設備及び建物設備の検査・点検

- ・専門業者と契約。6ヶ月点検・及び1年・3年の総合点検を行う。

自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・消火器・誘導灯・ガス漏れ火災報知設備・防排煙設備・避難設備・昇降機・給水設備・その他建物設備等の点検。まろにえホールにあるバオバブ喫茶の設備点検。及びAEDの点検。

4. 防火対象物点検報告 年1回

5. 自衛消防組織の編成および任務

自衛消防隊長				
	通報連絡担当	初期消火担当	避難誘導担当	応急救護担当
平常時	(1)119番に通報。 (2)到着した消防隊への情報提供及び関係先の連絡	(1)水バケツ、消火器等を使用し、初期消火 (2)天井に燃え広がったら初期消火は中止して避難。	(1)避難口を開放し、避難経路に従い、避難誘導。 (2)避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	(1)負傷者に応急処置。 (2)救急隊との連携、情報の提供。 (3)負傷者の氏名、負傷程度の記録。
せられた時 警戒宣言が発	・情報収集担当とする。 (1)テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2)自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し伝達する。	・点検担当とする。 (1)区域の点検を行い、落下防止等の被害防止措置を実施する。	・平常時の任務と同じ。 (1)警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2)警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。	・応急措置担当とする。 (1)危険箇所の補強等を行う。 (2)避難経路の確保。

6. 防犯サービス

- ・防犯のため、セコム（バオバブ・けやき・かりん）と契約。
- ・建物に人がいない時に火災が発生した時は、セコムに火災通報される。
- ・28年度に、防犯体制を強化し、防犯カメラを設置した。

[前沢地区] (プラタナス・優朋・たちばな・オリーブ)

東久留米消防署へ提出した消防計画書、事業継続計画 (BCP) に基づき、下記訓練等を実施する。

1. 避難訓練

自衛消防組織を編成し、年 2 回消火・避難訓練をする。年 1 回、消防署と連携して行なう。

2. 避難設備

- ・避難経路として避難階段と非常滑り台装置あり
 - ・警報装置と連動して非常口のロックが解除
 - ・自動でスプリンクラー作動
- ・自動通報装置で消防署に連絡

3. 消防設備及び建物設備の検査・点検

- ・専門業者と設備点検契約。6 ヶ月点検・及び 1 年・3 年の総合点検を行う。
- ・消防機関へ通報する火災報知設備 (平成 27 年に自動火災報知設備設置)
- ・スプリンクラー・消火器・誘導灯・ガス漏れ火災報知設備・防排煙設備・避難設備・昇降機・給水設備・その他建物設備等の点検。及び A E D の点検。

4. 防火対象物点検報告 年 1 回

5. 防犯サービス

- ・防犯のため、アルソック (プラタナス・優朋・オリーブ) と契約。
- ・建物に人がいない時に火災が発生した時は、アルソックに火災通報される。
- ・28 年度に、防犯体制を強化し、防犯カメラを設置した。

6. 自衛消防組織の編成および任務

自衛消防隊長				
	通報連絡担当	初期消火担当	避難誘導担当	応急救護担当
平常時	(1)119 番に通報。 (2)到着した消防隊への情報提供及び関係先の連絡	(1)水バケツ、消火器等を使用し、初期消火 (2)天井に燃え広がったら初期消火は中止して避難。 (3)スプリンクラー作動	(1)避難口を開放し、避難経路に従い、避難誘導。 (2)避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	(1)負傷者に応急処置。 (2)救急隊との連携、情報の提供。 (3)負傷者の氏名、負傷程度の記録。
警戒宣言が せられた時	・情報収集担当とする。 (1)テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2)自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し伝達する。	・点検担当とする。 (1)区域の点検を行い、落下防止等の被害防止措置を実施する。	・平常時の任務と同じ。 (1)警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口口等に配置につく。 (2)警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。	・応急措置担当とする。 (1)危険箇所の補強等を行う。 (2)避難経路の確保。

VIII 利用者等の安全・健康等に関する危機管理及び事業継続計画（BCP）について

○「感染症予防対策委員会」発足について

令和4年度より、各事業所から委員が選出され、委員会が発足した。

委員会は年2回、研修は年に2回以上の取り組みを目標として実施していく。

感染症の動向を学び、マニュアルや指針の充実・活用から、各事業所の取り組み事項まで検証し、適切な事業運営ができるように、安全における整備と周知を目的とする。

1. マニュアルの活用にあたって

- ・マニュアルの周知徹底と実践に努め、年度末に点検・修正する。
- ・危険を感じたときヒヤリハットで全職員に知らせ全員で予防、その後原因分析を行う。
- ・必ず現状を報告し（何があったか、どうなっているか）、常に危険がないよう予防する。
- ・賠償保険の加入をすすめる。

2. 車の運行管理

- ① 運行管理責任者の指示のもと車の点検・修理・清掃を実施する。（年1回点検）
- ② 定期的に運転技能の確認を東久留米教習所の講習等を通して行う。
- ③ 毎日、乗る前に車両の状態を点検し、車両日常点検表に記入する。
- ④ 利用者の安全を第一に運転規程・マニュアルに沿って運行し、仕事や活動に支障ないようにする。
- ⑤ 車の事故時の対応（人身事故・物損事故・車同士の事故）
- ⑥ 田無警察署等に講師を頼み、安全運転講習会を開く。

3. 病気やけが・新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス・感染症・誤薬の予防と対策(服薬管理)

4. 作業時・旅行時の事故への対応

5. 家庭・施設からいなくなった時の対応

6. 災害・火災・警備等の予防と対策・マニュアルの徹底（事業継続計画、備蓄品等の整備）

7. 癲癇発作時の対処と救急搬送の手順についての対応の徹底学習

○事業継続計画（BCP）感染症

森の会では感染症等のリスクを想定し、利用者の生命・安全を最優先とした事業継続計画（BCP）を策定している。感染症発生時には計画に沿って対応を行い、利用者と職員の安全を確保しつつ、パンデミックが起きた場合でも必要な福祉サービスを継続できるよう事業の優先順位の整備や法人全体での協力体制を構築している。計画書本編については、感染症委員会を中心に法人で統一したものを作成し、年に1回または必要に応じて改訂を行っている。また、年に1回の研修も各事業所で取り組み非常時に備えている。

IX 震災・災害時の危機管理及び事業継続計画（BCP）

[大門地区]

大門地区の一次避難場所： 東久留米市スポーツセンター

（“バオバブの建物は建築上安全なので、**バオバブ**にいる方が安全である”と防災専門家による指導があったので、**バオバブのメンバーはバオバブにいる。**）

東部地区の二次避難場所（障害者用）： バオバブ

非常時の支援物資の基地： 大門中学校

喫茶の避難場所： まろにえホールと連携し図書館前に集合、その後**バオバブに移動**

けやき・かりんの避難場所： 耐震設備が整っているので**まずは、けやき・かりん**

⇒ その後バオバブ、プラタナスと連携。

1. 森の会バオバブは、東久留米市より“災害時東部地区二次避難場所”の指定を受け、行政機関と連絡がすぐにとれるように、防災無線が設置されている。現在、ベッド、カンパン、水、非常食も提供されている。災害時には、大門中学校から物資の供給を受ける。
2. 災害時には、森の会の利用者以外の障害者のためにも施設を開所する。
3. 二次避難所としてどう対応するか市から指導を仰いで検討していく。
（・一次から二次への振り分けは市が行う ・どうしても皆と居られない人が対象）
4. 状況をしっかり見極め、利用者を混乱させないよう震災時の危機管理を整える。そのために災害時のマニュアルを見直し、訓練を実施する。
5. 帰宅困難者対策として、従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄するよう努める。
6. 地震等災害時の非常配置の構築
 - ・バオバブ利用者への対応～居なくなった人がいるか、身分証の作成 等
 - ・家族への対応、安否確認 ・施設としての対応（市と連携） ・行政への対応と連携
 - ・避難場所の明記・伝達 ・大雨、洪水の時の対応
 - ・けやき・かりんメンバーの安否、避難状況・帰宅支援・帰宅困難時用の備蓄（品目、量）
 - ・喫茶室を確認、合流する ・従事者の仕事と役割 ・防災避難訓練の設定
 - ・実習、面接、研修等に出ている人への対応、実習先との連携
 - ・連絡網（行政、保護者、スタッフ、森の会）
 - ・災害時の連絡手段の検討
7. マニュアルは随時見直し、個別の状況に臨機応変に対応できるようにする。

[前沢地区]

前沢地区の一次避難場所：中央中学校

非常時支援物資基地：久留米中学校に物資を集め分配する

プラタナスの避難場所：耐震設備が整っているのでプラタナスにいる。

⇒ その後バオバブ・優朋・たちばな・オリーブと連携。

優朋・たちばなの避難場所：耐震設備が整っているのでまずは優朋にいる。

⇒ その後バオバブ・プラタナス・オリーブと連携。

オリーブの避難場所：木造家屋のため、外の駐車場にでる。

⇒ その後バオバブ・プラタナス・優朋・たちばなと連携。

1. 状況をしっかり見極め、利用者を混乱させないよう震災時の危機管理を整える。そのために災害時マニュアルを見直し、大地震発生時の連絡体制なども明記した事業継続計画を作成した。

職員全員で周知するとともに、備蓄品等の整備も行っていく。

2. 地震等災害時の非常時における配置の構築

- ・連絡体制と、安否確認（プラタナス利用者への対応）
- ・施設としての対応（二次避難場所へ）
- ・行政への対応と連携・身分証の作成（ヘルプカード）・避難場所の明記・伝達
- ・優朋・たちばなメンバーの安否、避難状況・帰宅支援・備蓄品（品目、量）
- ・従事者の仕事と役割・防災避難訓練の設定・実習に來ている人への対応、実習先との連携

3. マニュアルは随時見直し、状況に臨機応変に対応できるようにする。

平成 28 年度は下記を実施した。

- ・緊急時連絡網 一斉メールは家庭連絡網として運用する。

緊急時伝言ダイヤルの練習を実施。

令和元年 事業継続計画（BCP）作成

- ・備蓄品の整備：飲料水・ご飯・備蓄パン・乾パン・情報機器・照明等・ブランケット・簡易トイレ等・ヘルメット・バールなど

令和 6 年 非常用電源の購入

- ・グループホーム 4 ユニット・プラタナスで合計 5 台、ポータブル蓄電池（非常用電源）及びソーラーパネルを購入。

○事業継続計画（BCP）風水害・地震

森の会では地震・風水害のリスクを想定し、利用者の生命・安全を最優先とした事業継続計画（BCP）を策定している。生活支援等重要業務を継続するため、非常食等の備蓄、避難を想定した経路の作成、最低限の職員配置、家族・行政との連絡体制等を整備している。計画書本編については、事業所毎に作成し、年に 1 回または必要に応じて改訂を行っている。また、年に 1 回の研修も各事業所で取り組み非常時に備えている。